

いいの事務所 ニュース

VOL.133

発行所：Be Ambitious 社会保険労務士法人
〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 1 3-2
オーチャー小網町ビル 1 階・6 階
TEL：03-6661-6597 FAX：03-6661-6598

MAIL:gyoumu@sr-iino.com

URL: <https://www.sr-iino.com/>



『いいの事務所ニュース』を電子化します！

みなさま、こんにちは。Be Ambitious 社会保険労務士法人です。
さて、毎月ご請求書に同封しておりました『いいの事務所ニュース』ですが
請求書電子化にともない、本紙についてもメールにて配信させていただくことといたしました。
『いいの事務所ニュース』を通じて、みなさまに役立つ情報をご提供してまいりますので
今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

※ご請求書とは別メールにてお送りいたします

<お願い>

配信が不要な場合は、弊社担当者までご一報をお願いいたします。



<基礎から学ぼう> 雇用保険 教育訓練給付金 編

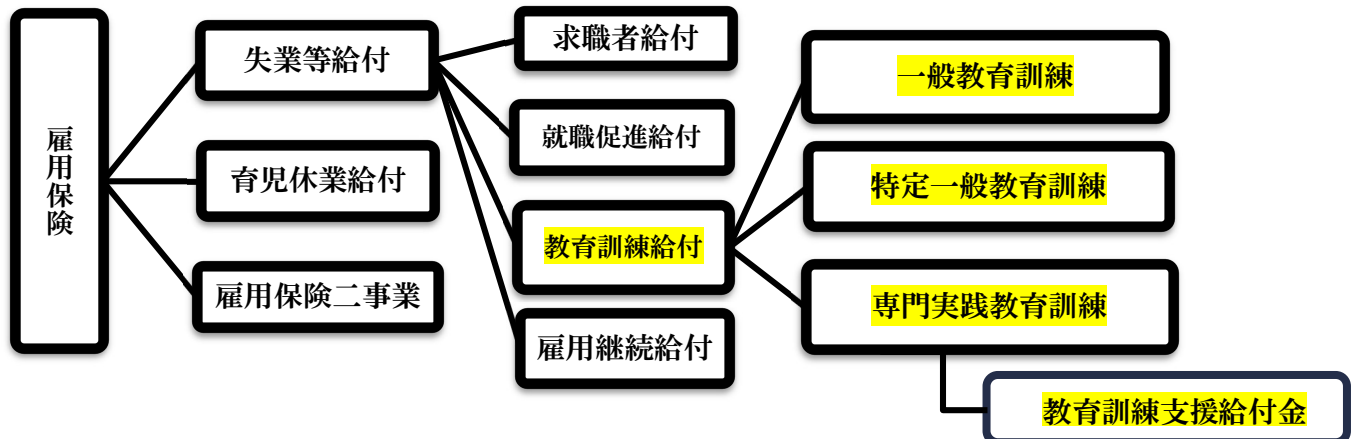
前回のいいの事務所ニュースVOL132でご紹介した、<基礎から学ぼう>雇用保険の第2弾になります。

今回のテーマは、【教育訓練給付金】です。最近では、『学び直し（リスキリング）』という言葉が注目されております。社会人として、『働きながら新しいことを学んで新しいスキルや知識を身につけたい。』、そんな方のために、既存の雇用保険制度の中で検定試験や資格試験の挑戦を支援し給付金を支給してくれる制度になります。今回はこちらを簡単にご紹介していきます。

■ ① 失業給付だけが雇用保険じゃない！！

雇用保険には、失業した場合の以外にも、労働者の自主的に就業に関する教育や訓練を受けた場合に、支給される給付金があります。それは、【教育訓練給付金】です。

単に、「趣味的または教養的な教育訓練」や「入門的または基礎的な水準の教育訓練」は対象にはなりません。



■ ②どんな人がもらえるの？…受給資格要件

教育訓練給付金を受けるためには、雇用保険の加入期間などが条件になります。

原則として在職者は、「**受講開始日**現在で雇用保険に**3年以上加入している**」という方が対象です。

また退職者でも、「**離職後1年以内**で雇用保険に**3年以上加入していた**」という方は対象です。

もし、3年以上の加入期間がない場合でも、**初めて**教育訓練給付を受ける方は、雇用保険加入期間が**1年以上**（専門実践教育訓練の場合は**2年以上**）あれば給付の対象になります。

雇用保険に加入をしている**パートやアルバイトの方・派遣労働者の方**も同じ条件で対象になります。

■ ③どんな給付でいくら・いつもらえるの？…教育訓練給付の種類と給付額について

教育訓練は、そのレベル等に応じて、下記の**3種類**があります。



・一般教育訓練給付金

下の一覧のように比較的手軽な資格や講座を受講した場合が対象となります。

給付の金額：学校に払った受講費用の**20%（上限 10 万円）**

申請方法：受講修了日の翌日から**1か月以内**に、お住いの管轄ハローワークにて支給申請手続きが必要です。

～主な講座や資格～

英検・TOEIC・簿記・Webクリエイター・MOS（マイクロソフトオフィススペシャリスト）・
中小企業診断士・インテリアコーディネーターなど

・特定一般教育訓練給付金

速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象となります。

給付の金額：学校に払った受講費用の**40%（上限 20 万円）**

申請方法：①**受講開始1か月前**に訓練前キャリアコンサルティングを受ける必要があります。（**どこのハローワークでも OK**）

②**受講修了日の翌日から1か月以内**に、お住いの管轄ハローワークにて支給申請手続きが必要です。

～主な講座や資格～

社会保険労務士・税理士・司法書士・FP技能検定・宅地建物取引士・介護職員初任者研修など

・専門実践教育訓練給付金

下の一覧のように専門性が高い教育訓練や中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象となります。

（原則として**1年から4年以内の長期の教育訓練**を想定した制度になります。）

給付の金額：学校に払った受講費用の**50%（年間上限 40 万円）** ※訓練受講中6か月ごとに支給されます。

訓練の修了後、資格を取得して、かつ訓練修了後**1年以内**に雇用保険の被保険者として就職した場合は、受講費用の**20%（年間上限 16 万円）**が追加で支給されます。

申請方法：①**受講開始1か月前**に訓練前キャリアコンサルティングを受ける必要があります。（**どこのハローワークでも OK**）

②**訓練期間中6か月（6か月間が終わった翌日から1月以内）**ごとに支給申請を行います。

教育訓練期間中から受給可能です。（お住いの管轄ハローワークにてお手続き）

③**受講修了日の翌日から1か月以内**に、お住いの管轄ハローワークにて支給申請手続きが必要です。

④**修了日の翌日から1年以内**に一般被保険者として雇用された場合は、**雇用された日の翌日から1か月以内**にお住いの管轄ハローワークにて支給申請手続きが必要です。（**追加支給分**）

なお、失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する場合、受講開始時に45歳未満であるなど一定の要件を満たせば、別途、**教育訓練支援給付金**が支給されます。

～主な講座や資格～

看護師・介護福祉士・美容師・保育士・調理師・キャリアコンサルタント・高度IT資格など